

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(常時雇用する従業員)</p>	<p>(常時雇用する従業員)</p>
<p>第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者とする。ただし、次に掲げる者を除く。</p>	<p>第3条 条例第2条第10号に規定する規則で定める者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者とする。ただし、次に掲げる者を除く。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(奨励措置適用申請書)</p>	<p>(奨励措置適用申請書)</p>
<p>第4条 条例第6条の規定による奨励措置の適用の申請は、<u>奨励措置(固定資産税等の課税免除・不均一課税)適用申請書</u>(第1号様式)又は奨励措置(雇用奨励金)適用申請書(第2号様式。以下「奨励措置適用申請書」と総称する。)により行うものとする。</p>	<p>第4条 条例第6条の規定による奨励措置の適用の申請は、<u>奨励措置(固定資産税等の不均一課税)適用申請書</u>(第1号様式)又は奨励措置(雇用奨励金)適用申請書(第2号様式。以下「奨励措置適用申請書」と総称する。)により行うものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(奨励措置の適用の決定等の通知)</p>	<p>(奨励措置の適用の決定等の通知)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>第6条 条例第7条第1項の規定による通知は、<u>奨励措置(固定資産税等の課税免除・不均一課税)適用(不適用)決定通知書</u>(第3号様式)又は奨励措置(雇用奨励金)交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により行うものとする。</p>	<p>第6条 条例第7条第1項の規定による通知は、<u>奨励措置(固定資産税等の不均一課税)適用(不適用)決定通知書</u>(第3号様式)又は奨励措置(雇用奨励金)交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により行うものとする。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(制定附則)</p>	<p>(制定附則)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(この規則の失効)</p>	<p>(この規則の失効)</p>
<p>2 この規則は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この規則は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>2 この規則は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この規則は、同日後も、なおその効力を有する。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(改正附則)</p>	<p>(改正附則)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の規定(附則第2項を除く。)は、平成28年4月1日以後に立地を行った企業等に対する奨励措置から適用し、同日前に立地を行った企業等に対する奨励措置については、なお従前の例による。

現 行

第1号様式（第4条関係）

奨励措置（固定資産税等の課税免除・不均一課税）適用申請書				
年 月 日				
(あて先) 寒川町長				
申請者(納税義務者) 住所(所在地)		印		
氏名(名称)				
代表者氏名				
電話番号				
寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（固定資産税等の課税免除・不均一課税）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。				
対象事業所	所在地			
	名称			
立地年月日	年 月 日 (新 設 ・ 増 設)			
事業の種類 及び内容	事業の種類 (日本標準産業分類による)			
	事業内容			
申請区分	課税免除		年度 ~ 年度	
	不均一課税		年度 ~ 年度	
投下資本額(注)	円			
奨励措置の適用を受けようとする資産				
土地	取得した日	年 月 日		
	所在地	地積	取得価格(内補助金額)	
		m ²	(円)	
家屋	取得した日	年 月 日		
	所在地	用途	構造	延床面積
				m ²
償却資産	取得した日	年 月 日		
	設置場所	名称	数量	取得価格(内補助金額)
				(円)
備考				

(注)：投下資本額は、取得金額から国等の補助金の額を除いた土地、家屋及び償却資産の合計額

改正案

第1号様式（第4条関係）

奨励措置（固定資産税等の不均一課税）適用申請書				
年 月 日				
(宛先) 寒川町長				
申請者(納税義務者) 住所(所在地)		印		
氏名(名称)				
代表者氏名				
電話番号				
寒川町企業等の立地促進に関する条例第6条の規定により奨励措置（固定資産税等の不均一課税）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。				
対象事業所	所在地			
	名称			
立地年月日	年 月 日 (新 設 ・ 増 設)			
事業の種類 及び内容	事業の種類 (日本標準産業分類による)			
	事業内容			
不均一課税 の適用を 受ける年度	年度 ~ 年度			
投下資本額(注)	円			
奨励措置の適用を受けようとする資産				
土地	取得した日	年 月 日		
	所在地	地積	取得価格(内補助金額)	
		m ²	(円)	
家屋	取得した日	年 月 日		
	所在地	用途	構造	延床面積
				m ²
償却資産	取得した日	年 月 日		
	設置場所	名称	数量	取得価格(内補助金額)
				(円)
備考				

(注)：投下資本額は、取得金額から国等の補助金の額を除いた土地、家屋及び償却資産の合計額

現 行

第3号様式（第6条関係）

奨励措置（固定資産税等の課税免除・不均一課税）適用（不適用）決定通知書				
年 月 日				
様				
寒川町長 印				
年 月 日付けで申請のありました奨励措置（固定資産税等の課税免除・不均一課税）の適用については、次のとおり決定いたしましたので、寒川町企業等の立地促進に関する条例第7条の規定により通知します。				
決定区分	<input type="checkbox"/> 適用します <input type="checkbox"/> 適用しません			
奨励措置の内容	年度から 年度までの固定資産税及び都市計画税の課税免除 年度から 年度までの固定資産税の税率を100分の0.7及び都市計画税の税率を100分の0.1とする。			
奨励措置を適用する資産				
土地	所在地		面積	
			m ²	
家屋	所在地	用途	構造	面積
				m ²
償却資産	設置場所	名称		数量
適用の条件等				
適用しない理由				

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

改正案

第3号様式（第6条関係）

奨励措置（固定資産税等の不均一課税）適用（不適用）決定通知書				
年 月 日				
様				
寒川町長 印				
年 月 日付けで申請のありました奨励措置（固定資産税等の不均一課税）の適用については、次のとおり決定いたしましたので、寒川町企業等の立地促進に関する条例第7条の規定により通知します。				
決定区分	<input type="checkbox"/> 適用します <input type="checkbox"/> 適用しません			
奨励措置の内容	年度から 年度までの固定資産税の税率を100分の0.7及び都市計画税の税率を100分の0.1とする。			
奨励措置を適用する資産				
土地	所在地		面積	
			m ²	
家屋	所在地	用途	構造	面積
				m ²
償却資産	設置場所	名称		数量
適用の条件等				
適用しない理由				

（注）この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定を受けたことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町（寒川町長）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。